

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					1 平成30年度就学援助制度の実施について																				
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法 (1) 就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）										(2) ケの内容	(3) 就学援助制度周知の工夫	2. 就学援助制度の申請書の配布方法 (1) 就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）						(2) キの内容		
							ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施	ケ. その他	ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布			イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会等希望者に申請書を配布	オ. 制度案内等は希望者に対して申請書を配布	カ. 制度案内等は希望者に対して申請書を配布	キ. その他（内容を2. (2)に記入してください。）			
該当団体数	46	46	46	46	43	0	29	28	13	31	22	22	2	1	7	7	5	28	12	2	0	1	3	12	12		
岐阜県	岐阜市	教育委員会学校指導課	058-214-2193	gakosido@city.gifu.gifu.jp	http://www.city.gifu.lg.jp/11566.htm		○				○							・年間所得の目安額を記載 ・外国語の申請書を作成	○								
岐阜県	大垣市	教育委員会庶務課	0584-81-4111	kyouikusyumuka@city.ogaki.lg.jp	http://www.city.ogaki.lg.jp/0000011570.html		○	○		○									○								
岐阜県	高山市	教育委員会事務局学校教育課	0577-35-3154	a.nakai@city.takayama.lg.jp	http://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/100019/1000108/1000714.html		○	○				○						就学時検診時に就学援助制度を画面で通知	○								
岐阜県	多治見市	教育委員会 教育推進課	0572-22-1111 (内線2325)	kyoiku@city.tajimi.lg.jp	http://www.city.tajimi.lg.jp/kosodate/sho-naka/shien/ikue.html		○		○			○							○								
岐阜県	関市	教育委員会 学校教育課	0575-23-8126	gakko-edu@city.seki.lg.jp	http://www.city.seki.lg.jp		○		○	○									○								
岐阜県	中津川市	教育委員会事務局学校教育課	0573-66-1111 (内線4232)	gakkou-e@city.nakatsugawa.lg.jp	http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/		○			○		○							○								
岐阜県	美濃市	教育委員会 教育総務課	0575-35-2711	kyouikusoumu_500@city.mino.lg.jp	http://www.city.mino.gifu.jp/		○			○		○							○								
岐阜県	瑞浪市	学校教育課	0572-68-9833	gakokyoiku@city.mizunami.lg.jp	http://www.city.mizunami.lg.jp/				○			○							○								
岐阜県	羽島市	学校教育課	058-393-4674	gakko@city.hashima.lg.jp/	http://www.city.hashima.lg.jp http://www.hashima-gifu.ed.jp/~hashikyo/		○	○	○	○		○								○							
岐阜県	恵那市	恵那市教育委員会学校教育課	0573-26-2111	gakkokyoiku@city.ena.lg.jp	http://www.city.ena.lg.jp/		○	○		○		○							○								
岐阜県	美濃加茂市	教育委員会事務局 教育総務課	0574-25-2111	HP内「ご意見・お問い合わせ」	https://www.city.minokamo.gifu.jp		○	○		○		○							○	○							
岐阜県	土岐市	教育委員会 学校教育課	0572-54-1111	gakko@city.toki.lg.jp	http://www.city.toki.lg.jp/docs/hpg000005150.html		○			○		○							○								
岐阜県	各務原市	教育委員会事務局学校教育課	058-383-1118	gakkokyoiku@city.kakamigahara.lg.jp	http://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/kodomo/44/000398.html http://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/kodomo/49/002049.html		○	○	○	○		○						学校だよりに記載している。 ・就学援助制度の案内は市内の小中学校で学校だよりに掲載しています。 ・児童扶養手当申請時及び更新時に就学援助制度についての説明文書等を配布しています。	○						○	・申請書は当市HPでもダウンロードが可能です。 ・児童扶養手当申請時、更新時に申請書を配布します。	
岐阜県	可児市	可児市教育委員会 学校教育課	0574-62-1111 (内線2413)	gakkokyoiku@city.kani.lg.jp	https://www.city.kani.lg.jp/3477.htm		○			○								外国人申請者に対応するため、すべての関係書類の英語・タガログ語・ポルトガル語版を作成、使用。	○	○					○	継続申請者には、教育委員会から学校を通じて新年度用の申請書を配布。	
岐阜県	山県市	山県市教育委員会 学校教育課	0581-22-6844	K-gako@city.gifu-yamagata.lg.jp	http://www.city.yamagata.gifu.jp/kyoiku/kyoiku/p-5196.html		○	○				○													○	山県市教育委員会が準備した制度案内及び申請書類を各学校から全児童生徒の保護者に配布。（申請書類は各小・中学校、市ホームページからも取得可能。）	
岐阜県	瑞穂市	瑞穂市教育委員会 学校教育課	058-327-2116	gatukou@city.mizuho.lg.jp	http://www.city.mizuho.lg.jp/kyoiku/school/p-2898.html		○		○	○		○								○							
岐阜県	飛騨市	飛騨市教育委員会 学校教育課	0577-73-7494	gakko@city.hida.gifu.jp	http://www.city.hida.gifu.jp/				○	○		○							○								
岐阜県	本巣市	本巣市教育委員会 学校教育課	058-323-7763	gakkou-kyoiku@city.motosu.lg.jp	http://www.city.motosu.lg.jp		○	○		○																○	教育委員会から前年度制度を受けた方へ申請書の案内配布
岐阜県	郡上市	郡上市教育委員会 学校教育課	0575-67-1468	gakkou@city.gujo.lg.jp	https://www.city.gujo.gifu.jp/				○						○											○	広報誌での制度掲載と並行して、現利用者と希望者に教育委員会から申請書を送付
岐阜県	下呂市	教育総務課	0576-52-4800	kyouikusoumu@city.gero.lg.jp	http://www.city.gero.lg.jp/		○	○				○							○								
岐阜県	海津市	学校教育課	0584-53-1349	gakkokyoiku@city.kaizu.lg.jp	http://www.city.kaizu.lg.jp/life-guide/child-rearing/schools/shugakuenjo.html		○	○		○		○							○	○							
岐阜県	岐南町	羽島郡二町教育委員会 総務課	058-245-1133	kyoiku@town.ginan.lg.jp	http://kyoiku2chou.jp				○	○									○								
岐阜県	笠松町	羽島郡二町教育委員会 総務課	058-245-1133	kyoiku@town.ginan.lg.jp	http://kyoiku2chou.jp				○	○									○								
岐阜県	養老町	養老町教育委員会 教育総務課	0584-32-5085	kyoikusomu@town.yoro.gifu.jp	http://www.town.yoro.gifu.jp/					○									・児童扶養手当申請時にあわせて周知。 ・自治体のウェブサイトに制度掲載。							○	児童扶養手当の申請時に制度案内を行い、希望者に配付している。
岐阜県	垂井町	学校教育課	0584-22-1151 (内線288)	gakukyo@town.tarui.lg.jp						○		○															
岐阜県	関ヶ原町	関ヶ原町教育委員会 教育課	0584-43-1289	kyoiku@town.sekigahara.gifu.jp						○		○							○								

①都道府県	②市町村名	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）								1 平成30年度就学援助制度の実施について																										
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1. 就学援助制度の周知方法					2. 就学援助制度の申請書の配布方法																								
							(1) 就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）					(1) 就学援助制度の申請書の配布方法（あてはまるもの全てに○）																								
						ア. 教育委員会のウェブサイトに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 学業の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を画面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他 → (2)	(2) ケの内容	(3) 就学援助制度周知の工夫	ア. 各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ. 各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ. 各学校で児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ. 教育委員会等で希望者に申請書を配布	オ. 制度案内等は各学校で希望者に対して申請書を配布	カ. 制度案内等は希望者に対して申請書を配布	キ. その他 (2)に記入してください。)	(2) キの内容												
岐阜県	神戸町	教育委員会教育部教育課	0584-27-3111	kyoiku@town.godo.lg.jp	http://www.town.godo.gifu.jp	○								○	就学時健診の際に、就学援助制度説明書類を配布。																					
岐阜県	輪之内町	教育委員会	0584-69-4500	wakyo@tanpopo.ne.jp	http://www.tanpopo.ne.jp/~wakyo/	○			○	○																										
岐阜県	安八町	教育委員会 学校教育課	0584-64-4342	gakkoukyoiku@town.anpachi.gifu.jp	http://www.town.anpachi.gifu.jp			○																												
岐阜県	揖斐川町	教育委員会 学校教育課	0585-22-2111	gakkoukyoiku@town.ibigawa.lg.jp	http://www.town.ibigawa.lg.jp			○	○	○																										
岐阜県	大野町	大野町教育委員会 学校教育課	0585-34-1111	kyoiku@town-ono.jp	http://www.town-ono.jp	○	○			○	○																						新入学学用品費等の制度を新小学1年生の保護者に配布、新中学1年生の保護者へは学校から配布している。			
岐阜県	池田町	池田町教育委員会	0585-45-3111	yakuba@town.gifu-ikeda.lg.jp	http://www.town.gifu-ikeda.lg.jp	○	○		○	○																										
岐阜県	北方町	教育委員会	058-323-1115	kyoiku@town.gifu-kitagata.lg.jp	http://www.town.kitagata.gifu.jp/third/living/Assistance_of_school.html	○	○		○	○																										
岐阜県	板祝町	板祝町教育委員会事務局 教育課	0574-66-2409	kyoiku@town.sakahogi.gifu.jp	http://www.town.sakahogi.gifu.jp/	○		○		○				○	・現認定者及び新規見込み者へ個別案内。 ・新1年生には、就学時健診にて説明。																		就学時健診で教育委員会から制度説明をし、希望者に教育委員会から申請書を配付			
岐阜県	富加町	富加町教育委員会	0574-54-2177	kyoiku-g@town.tomika.lg.jp	http://www.town.tomika.gifu.jp/service/kyoiku_bunka/kb-3/shuugaku-enjo.html	○	○																													
岐阜県	川辺町	教育委員会	0574-53-2650	kyoiku@kawabe-gifu.jp	http://www.kawabe-gifu.jp/?page_id=1044	○			○	○																										
岐阜県	七宗町	教育課	0574-48-1114	kyoiku@town.hichiso.lg.jp	http://www.hichiso.jp/					○																										
岐阜県	八百津町	八百津町教育委員会教育課学校教育係	0574-43-0390	kyik@town.yaotsu.lg.jp	http://www.town.yaotsu.gifu.jp	○	○	○		○																								1.(1)で回答した方法で周知後、希望者に教育委員会から申請書を配布。		
岐阜県	白川町	教育委員会 教育課 学校教育係	0574-72-2317	kyoiku@town.shirakawa.lg.jp	https://www.town.shirakawa.lg.jp/scine_info/?scine=55&disp=学校	○	○						○	毎年度の進級時に、民生委員を通じて就学援助制度の書類を担当者に配布																				・継続認定者…広報誌に制度掲載後、民生委員を通じて保護者に申請書を配布 ・新規希望者…教育委員会、学校または民生委員のいずれかが保護者に申請書を配布		
岐阜県	東白川村	東白川村教育委員会	0574-78-3111	507kyoiku@vill.higashishirakawa.gifu.jp	https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/			○		○																										
岐阜県	御嵩町	御嵩町教育委員会 学校教育課	0574-67-2111	gakkou@town.mitake.lg.jp	http://www.town.mitake.gifu.jp/		○		○																										前年度からの継続者や教育委員会へ直接問い合わせをされた方に対しては希望者に申請書を配布	
岐阜県	白川村	白川村教育委員会 学校教育係	05769-6-1311	kyoiku-shougaikyoku@vill.shirakawa.lg.jp	http://shirakawa-go.org/		○		○	○																										
岐阜県	養基小学校養基保育所組合	養基組合教育委員会	0585-45-7420	yagikumiai@town.gifu-ikeda.lg.jp		○	○		○	○																										
岐阜県	東安中学校組合	教育委員会 学校教育課	0584-64-4342	gakkoukyoiku@town.anpachi.gifu.jp	http://www.town.anpachi.gifu.jp			○																												
岐阜県	美濃加茂市富加町中学校組合	美濃加茂市富加町中学校組合教育委員会	0574-54-2177	kyoiku-g@town.tomika.lg.jp	http://www.town.tomika.gifu.jp/service/kyoiku_bunka/kb-3/shuugaku-enjo.html	○	○																													
岐阜県	可児市・御嵩町中学校組合	御嵩町教育委員会 学校教育課	0574-67-2111	gakkou@town.mitake.lg.jp	http://www.town.mitake.gifu.jp/		○		○																											前年度からの継続者や教育委員会へ直接問い合わせをされた方に対しては希望者に申請書を配布

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																							III 就学援助率								
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																		(2) ソ、タ、チを選択した場合					(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足	(5) テの内容	(1)平成29年度	(2)平成30年度			
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民年金保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.P・T・A会費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ.個人の事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	チ.特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額の係数を掛けたもの	テ.その他(内容を記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	係数(倍率)					目安額(年額)万円		
倍	年	月	万円	倍	年	月	万円																										
該当団体数	46	32	36	31	33	31	38	24	15	24	26	18	17	29	25	17	6	8	0	7	31	31	31	31	0	0	4	7	46	46			
岐阜県	岐阜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15%未満	15%未満	
岐阜県	大垣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未満	10%未満	
岐阜県	高山市																														10%未満	5%未満	
岐阜県	多治見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未満	10%未満	
岐阜県	関市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未満	10%未満	
岐阜県	中津川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未満	10%未満	
岐阜県	美濃市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未満	10%未満	
岐阜県	瑞浪市																														5%未満	5%未満	
岐阜県	羽島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5%未満	5%未満	
岐阜県	恵那市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未満	10%未満	
岐阜県	美濃加茂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未満	10%未満	
岐阜県	土岐市																														5%未満	5%未満	
岐阜県	各務原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未満	10%未満	
岐阜県	可児市	○	○																												・主たる生計維持者の失業、失踪若しくは死亡又は世帯への災害等により、急激に生活が悪化し、今後の世帯の所得の合計が定める基準に該当すると見込まれるもの。 ・その他教育委員会が特に就学援助を必要と認めるもの。	10%未満	10%未満
岐阜県	山県市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	教育委員会が特に援助が必要と認める者	10%未満	15%未満
岐阜県	瑞穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5%未満	5%未満	
岐阜県	飛騨市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未満	5%未満	
岐阜県	本巣市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未満	10%未満	
岐阜県	郡上市																														所得控除後の額に、非課税の障害者年金や遺族年金、児童扶養手当等を加えた額	5%未満	10%未満
岐阜県	下呂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未満	10%未満	
岐阜県	海津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基準根拠について 世帯全体の収入額を、総所得金額から社会保険料、地震保険料、市県民税を控除した額で算出。 認定基準の時期は、前年12月末現在のものを使用する。	10%未満	10%未満
岐阜県	岐南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未満	10%未満	
岐阜県	笠松町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未満	10%未満	
岐阜県	養老町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10%未満	5%未満	
岐阜県	垂井町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5%未満	5%未満	
岐阜県	関ヶ原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5%未満	5%未満	

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																									III 就学援助率									
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																									(1) 平成29年度	(2) 平成30年度								
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村住民税の非課税	ウ. 市区町村住民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	(2) ソ, タ, チを選択した場合			(3) ツに○をし		(4) (2)(3)の補足			(5) テの内容							
																					倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	係数(倍率)倍			目安額(年額)万円	課税所得等の分類	年	月	万円	1.3	課税所得	24
倍	額	額	額																																	
岐阜県	神戸町																														学校長、民生委員が調書等をもとに支援を必要とすると認めるとともに、教育委員定例会に諮り、総合的に判断され認定を得た場合。	5%未滿	5%未滿			
岐阜県	輪之内町	○	○	○	○	○	○					○													1.3	課税所得	29	12	394				5%未滿	5%未滿		
岐阜県	安八町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									10%未滿	10%未滿			
岐阜県	揖斐川町		○																														10%未滿	5%未滿		
岐阜県	大野町		○										○	○																			その他特に教育委員会が必要と認める者	5%未滿	5%未滿	
岐阜県	池田町		○		○		○	○																										5%未滿	5%未滿	
岐阜県	北方町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											20%未滿	20%未滿	
岐阜県	板祝町																																	生活保護法による保護の基準早見表中、第1類、第2類、率、母子・養育加算、教育扶助、住宅扶助の合計が、総所得額を超過している場合に認定しています。	5%未滿	5%未滿
岐阜県	富加町																		○						1.5	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	351				5%未滿	5%未滿		
岐阜県	川辺町	○	○	○	○	○	○																											10%未滿	10%未滿	
岐阜県	七宗町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											10%未滿	10%未滿	
岐阜県	八百津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	課税所得	24	12	304				生活保護の基準額及び特別支援教育就学奨励費の需要額に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの。	10%未滿	10%未滿	
岐阜県	白川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.5	課税所得	24	4	309				世帯の経済的状況の急変等により、生計を一にする世帯全員の前年の所得合計額が生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(1.5倍以下)を適用することが当事者に不利であり、かつ、就学援助が認められるとき	10%未滿	10%未滿	
岐阜県	東白川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.5	課税所得	29	4	300					10%未滿	5%未滿	
岐阜県	御嵩町													○											1.3	課税所得	29	4	321					10%未滿	10%未滿	
岐阜県	白川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											5%未滿	5%未滿	
岐阜県	養基小学校養基保育所組合		○		○																													5%未滿	5%未滿	
岐阜県	東安中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											10%未滿	10%未滿	
岐阜県	美濃加茂市富加町中学校組合																		○						1.5	特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	24	12	351					10%未滿	10%未滿	
岐阜県	可児市・御嵩町中学校組合													○											1.3	課税所得	29	4	321					15%未滿	15%未滿	



①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度準要保護就学援助額																												(2) 補足事項								
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
		(1) 費目毎の援助額																																				
学用品費		新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費																
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
岐阜県	神戸町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600																○	21,490	21,490						
岐阜県	輪之内町						○	5,710							○	20,300																	○	10,590				
岐阜県	安八町						○	11,420							○	40,600																○	21,180					
岐阜県	揖斐川町						○	11,420							○	40,600																					○	
岐阜県	大野町						○	11,420							○	40,600															○	21,490	21,490					
岐阜県	池田町						○	11,420							○	40,600											○	23,150										
岐阜県	北方町			○	11,420	11,420						○	32,900	32,900																○	21,490	21,490						
岐阜県	板祝町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600													○	15,199										
岐阜県	富加町						○	11,420							○	40,600														○	21,490	21,490						
岐阜県	川辺町			○	11,420	11,420						○	40,600	40,600																○	21,490	21,490						
岐阜県	七宗町						○	11,100							○	19,900																○	20,600					
岐阜県	八百津町						○	11,420							○	40,600											○	50,000										
岐阜県	白川町						○	11,420							○	40,600											○	28,000										
岐阜県	東白川村						○	11,420							○	20,470															○	21,490						
岐阜県	御嵩町			○	9,190	7,886						○	40,600	40,600																○	21,180	21,180						
岐阜県	白川村			○	11,420	11,420						○	40,600	0																○	21,490	12,409						
岐阜県	養基小学校養基保育所組合						○	11,420							○	40,600											○	23,242										
岐阜県	東安中学校組合																																					
岐阜県	美濃加茂市富加町中学校組合																																					
岐阜県	可児市・御嵩町中学校組合																																					



2. 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																								
①都道府県	②市町村名	(1) 費目毎の援助額																										(2) 補足事項												
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費														
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額		その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
岐阜県	神戸町			○	22,320	22,320					○	47,400	47,400																	○	57,590	57,590								
岐阜県	輪之内町						○	11,160						○	23,700																	○	28,335							
岐阜県	安八町						○	22,320						○	47,400																	○	56,670							
岐阜県	揖斐川町						○	22,320						○	47,400																					○	【修学旅行費】町単独で修学旅行費支援事業として補助金を交付している。一人あたり、小学生限度額30,000円、中学生限度額50,000円。限度額が50,000円を超える場合は、その差額を就学援助費(国の限度額まで)で支給している。			
岐阜県	大野町						○	22,320						○	47,400																						○	修学旅行費の支給平均額は、30年度予算に計上した単価を記載。		
岐阜県	池田町						○	22,320						○	47,400												○	66,990												
岐阜県	北方町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400																	○	57,590	57,590							
岐阜県	板祝町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400														○	45,622								○	・支給平均額は平成29年度実績による。 ・学用品費と通学用品費は合わせて22,320円。		
岐阜県	富加町																																							
岐阜県	川辺町			○	22,320	22,320						○	47,400	47,400																○	57,590	57,590								
岐阜県	七宗町							○	21,700					○	22,900																		○	55,900						
岐阜県	八百津町							○	22,320					○	47,400													○	80,000									○	修学旅行費は平成30年度予算計上額	
岐阜県	白川町							○	22,320					○	47,400													○	59,000											
岐阜県	東白川村							○	22,320					○	23,550																	○	57,590							
岐阜県	御嵩町			○	20,090	19,290						○	47,400	47,400																	○	56,670	56,670					○	支給平均額は29年度実績による	
岐阜県	白川村			○	22,320	22,320						○	47,400	0																	○	57,590	57,590					○	・支給平均額は29年度実績を記入 ・新入学児童生徒学用品費等については、実績なし	
岐阜県	養基小学校養基 保育所組合																																					○	小学校・保育所組合のため、中学校がない。	
岐阜県	東安中学校組合							○	22,320					○	47,400																	○	56,670							
岐阜県	美濃加茂市富加 町中学校組合							○	22,320					○	47,400																○	57,590	57,590							
岐阜県	可児市・御嵩町 中学校組合			○	20,090	19,473						○	47,400	47,400																	○	56,670	56,670					○	支給平均額は29年度実績による	



①都道府県	②市町村名	V その他																		VI 自由記述欄				
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況										就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足			
		(1) 教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）									(1) 教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）											(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組	
ア. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ. 学用品等（中古品を含む）の貸出し	ウ. 学用品等（中古品を含む）の無償貸与	エ. 低価な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品の入れ札・合見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他（※具体的な取組を（2）に記載）	(2) クの内容及び補足説明	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ. 学用品等（中古品を含む）の貸出し	オ. 学用品等（中古品を含む）の無償貸与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校（又は校長会等）に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ. 学校（又は校長会等）に対して、他校の取組状況を情報提供	コ. その他（※具体的な取組を（2）に記載）	(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組				
該当団体数	46	5	2	4	1	9	2	32	0	0	0	1	0	0	1	1	0	3	1	0	1	1	1	
岐阜県	岐阜市	○				○																		
岐阜県	大垣市											○												
岐阜県	高山市											○												
岐阜県	多治見市			○																				
岐阜県	関市											○												
岐阜県	中津川市											○												
岐阜県	美濃市											○												
岐阜県	瑞浪市											○												
岐阜県	羽島市		○																					
岐阜県	恵那市	○				○												○						
岐阜県	美濃加茂市											○												
岐阜県	土岐市											○												
岐阜県	各務原市					○												○						
岐阜県	可児市	○				○																		
岐阜県	山県市											○												II (1) 準要保護認定基準「テ. その他」とは、教育委員会が特に援助が必要と認める者としているが、認定の判断基準として、収入額が必要額の1.3倍～1.5倍の世帯、前年度までの認定状況、現状の生活状態（生活環境）、学校長の意見などを考慮している。
岐阜県	瑞穂市													○										
岐阜県	飛騨市					○																		
岐阜県	本巣市											○												
岐阜県	郡上市			○																				
岐阜県	下呂市											○												
岐阜県	海津市	○			○	○	○					○												
岐阜県	岐南町																							
岐阜県	笠松町																							
岐阜県	養老町																							
岐阜県	垂井町			○		○																		
岐阜県	関ヶ原町																	○	○					

